

富山県情報公開審査会答申概要（答申第14号）

件 名 「元気とやま目安箱」に出された“特定法人の運営の改善のための提言”への  
回答に至る事務に関する文書に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成18年2月3日

実施機関の決定日 平成18年3月20日

実施機関（担当課） 知事（厚生部厚生企画課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）

異議申立て年月日 平成18年5月10日

異議申立ての内容 開示された文書以外にも本件開示請求に係る対象文書が存在するから、それら  
の文書も開示されるべき。

諮問年月日 平成18年10月20日

答申年月日 平成19年11月21日

争 点 本件開示請求に係る対象公文書の特定に関する実施機関の判断の妥当性  
条例により開示請求できる公文書（条例上の公文書）の定義の解釈

審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定については、次に掲げる文書を対象として改めて開示決定等を行うべきである。

（1）下記理由の（1）にいう「本件行政相談」に関連して、実施機関の職員が作成し、又は  
若しくは から取得した文書

（2）下記理由の（3）にいう本件提言（添付資料を含む。）

<理由>

異議申立人が本件開示請求に係る対象公文書であると主張しているそれぞれの文書に関し、その該当性の有無について以下順次検討する。

（1）行政相談への対応状況等の記録及び から取得した資料  
平成17年12月の「 のモラルと体質の改善の為の提言」（以下「本件提言」という。）の提出に先立つ同年3月から11月にかけて、異議申立人が県の担当課に対し、  
（以下「 」という。）の運営等について、訪問面談や電話などによる行政相談（以下「本件行政相談」という。）をかなり頻繁に行っていたことが認められるが、異議申立人は、その際対応した当該担当課の職員がその内容や対応状況（ 等への調査・問い合わせを含む。）を記録した文書が当然存在するはずであり、関連して から取得した資料があればそれも含めて、本件対象文書に該当すると主張している。

これに対し実施機関は、本件行政相談は本件提言の提出以前に行われたものであり、上記の文書が存在するとしてもその時点ですでに作成し、又は取得されているから、本件提言の回答に当

たり作成・取得したものとはいえず、本件開示請求にいう「回答に至る事務」に係る文書には該当しないので、本件対象文書ではないと説明している。

しかしながら、本件開示請求の文言を見る限り、異議申立人の意図は、必ずしも本件提言の提出後に作成・取得された文書のみを請求しているものとはいえず、また、実施機関の説明どおり、本件提言への回答に当たって に対し特段の調査等を行わずに回答されたものであるとしても、それが可能であったのは、従前の本件行政相談への対応状況等を踏まえたからであると認められ、実施機関は、本件対象文書を不必要に限定して解したものと認めざるを得ない。

したがって、実施機関が本件行政相談に関連して作成し、又は 等から取得した上、公文書として保有している文書は、本件対象文書に該当するものと認められる。

## (2) 行政相談に当たり異議申立人が提出した資料

本件行政相談に当たり、異議申立人から郵送、FAX、電子メールへの添付等の方法により多数の関連資料(以下「本件提出資料」という。)が県の担当課に提出されたことが認められ、異議申立人は、本件提出資料のうち本件処分で開示されなかったものについても、当該担当課の職員が職務上取得した文書であるから本件対象文書に該当すると主張している。

これに対し実施機関は、本件提出資料のうち本件処分で開示しなかったものは、実施機関として組織的な管理を行うものとして保有しておらず、条例上の公文書に該当しないので、本件対象文書ではないと説明している。

条例第2条第2項は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが、条例上の公文書である旨規定している。そこで、本件提出資料が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、作成又は取得の状況、利用の状況、保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

### 作成又は取得の状況

本件提出資料は、担当課の職員が職務の一環として対応した本件行政相談に関連して、異議申立人から取得したものであると認められる。

### 利用の状況

本件提出資料のうち本件処分で開示したものは、その内容が県として対応する必要があると思われたため、係内を経て課長まで回覧し、組織として共通認識を持ったが、それ以外の県の業務に直接の関係がないと思われたものについては、特に回覧等も行っておらず、他の職員がそれを職務上利用することもないという実施機関の説明に、特段不自然又は不合理な点は認められない。

### 保管、保存又は廃棄の状況

本件提出資料のうち本件処分で開示されたものは、担当課内の所定の保管場所において職員共用の文書として保管されているのに対し、それ以外のもは当該場所には保管されておらず、その一部は別の場所で所在が確認されたものの、事実上すでに廃棄されたと同様の管理状態に

あるものと認められる。

以上、本件提出資料のうち本件処分で開示されなかったものについては、取得の状況はともかく、利用及び保管の状況からは「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とはいえないから、条例上の公文書には当たらず、したがって、本件対象文書にも該当しないものと認められ、この点に関する異議申立人の主張は採用できない。

### (3) 本件提言

実施機関は、異議申立人が本件提言（添付資料を含む。以下同じ。）それ自体を本件対象文書としなかった理由について、本件提言の提出者と異議申立人が同一人であり、異議申立人が当該文書を所持していることが明白であったことを挙げている。

しかし、異議申立人が主張しているとおり、一般に開示請求者が請求に係る文書を所持していることが条例上の非開示理由に当たるとはいえず、また、本件提言は本来、本件処分で開示された本件提言への回答案に係る決裁文書の一部（当該文書の1ページにいう「別紙」に相当）であると認められるから、実施機関のいう論旨は採用できず、本件提言は本件対象文書に該当するものと認められる。

## 富山県情報公開条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの